

# 死亡届に関する各種手続きのお願い(稲毛区)

※ 死亡届とあわせて亡くなられた方が次の表に該当する場合は、それぞれの手続きが必要となります。  
代表的なものを示しております。詳しくは、担当窓口でおたずねください。

## 【稲毛区役所庁舎】

市民総合窓口課メールアドレス:shiminsogo.INA@city.chiba.lg.jp

手続きの種類	各手続きの内容	ご用意いただくもの	届出(申請)先	担当窓口	その他
住民登録関係	□ 住民登録の変更 お亡くなりになった方が世帯主の場合、世帯主の変更が必要です。	・本人確認資料	各区市民総合窓口課 又は 各市民センター	市民総合窓口課1番 043-284-6109	・2人世帯の場合は、自動的に変更されます。
	□ 個人番号カードまたは通知カードの返還 個人番号カードまたは通知カードをお返しください。 ※カードを持参頂いた方の本人確認資料が必要となります。	・個人番号カードまたは通知カード ※カードを持参頂いた方の本人確認資料が必要となります。		市民総合窓口課2番 043-284-6109	※ 本人確認書類の例 ◎1点確認できる書類 ・運転免許証・個人番号カード ・住基カード(写真付き)・在留カード・旅券等
	□ 住民基本台帳カードの返還 住民基本台帳カードをお返しください。 ※カードを持参頂いた方の本人確認資料が必要となります。	・住民基本台帳カード ※カードを持参頂いた方の本人確認資料が必要となります。		市民総合窓口課5番 043-284-6109	◎2点以上で確認できる書類 ・健康保険証・年金手帳、年金証書 ・住基カード(写真無)・学生証等
	□ 市民カード(印鑑登録証)の返還 市民カード(印鑑登録証)をお返しください。	・市民カード(印鑑登録証)		市民総合窓口課1番 043-284-6110	・住所地以外の区役所及び市民センターではお取り扱いできません。
	□ 特別永住者証明書の返還 特別永住者証明書をお返しください。	・特別永住者証明書		□ 国民健康保険加入者 市民総合窓口課8番 043-284-6119	・退職者医療保険加入の方は同様の手続きが必要となります。
国民健康保険・後期高齢者医療	□ 被保険者証等の返還 保険証及び限度額適用標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証をお返しください。	・被保険者証 ・限度額適用標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受領証	□ 後期高齢者医療加入者 市民総合窓口課6番 043-284-6121	・葬祭費の請求期間は、葬祭を行った日の翌日から2年間です。	
	□ 葬祭費の請求 葬儀を行った方に対し葬祭費が支給されます。	・葬儀を行った方の銀行口座番号がわかるもの ・会葬礼状、又は葬儀会社からの領収書(葬儀を行った方及びお亡くなりになった方の両方の氏名が記載されたもの) ・届出人の印鑑(認印)		・国民健康保険加入者の方で、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合から給付を受ける場合は支給できません。	
国民年金	□ 受給停止の手続き 国民年金(障害基礎・遺族基礎・寡婦年金)の受給を停止する手続きです。	・ご用意いただくものは、個々のケースにより異なりますので加入されている年金事務所、共済組合等へお問い合わせください。	各区市民総合窓口課 (老齢・通算老齢年金の種類によっては、年金事務所・共済組合となります。)	市民総合窓口課6番 043-284-6121	・葬祭費の振込先をゆうちょ銀行とする場合は、振込用印座番号をご用意ください。
	□ 未支給請求 故人に支給できなかった年金の請求です。(該当者の方のみです。)				・死亡一時金は、国民年金1号被保険者として納付した年数に応じて支給されます。
	□ 死亡一時金請求 年金を受給しないまま亡くなった方の遺族へ支給される場合があります。				
	□ 被保険者種別の変更 故人が厚生年金加入者で配偶者が第3号被保険者だった場合に、1号に変更します。	・本人の年金手帳			

## 【稲毛区役所庁舎内市税出張所】

手続きの種類	各手続きの内容	ご用意いただくもの	届出(申請)先	担当窓口	その他
税	□ 相続人代表者の指定 市税の相続人代表者を指定するなどの手続きです。	・詳しく述べ市税事務所にお問い合わせください。	各市税事務所市民税課 又は資産税課	西部 市民税課 Tel270-3140(市税・軽自) 資産税課 Tel270-3143(固定資産) 東部 市民税課 Tel233-8140(市税・軽自) 資産税課 Tel233-8143(固定資産)	・稲毛区・花見川区・美浜区にお住まいの方は、西部市税事務所へお問い合わせください。 稲毛区・花見川区・美浜区に土地、家屋をお持ちの方は、西部市税事務所へお問い合わせください。【固定資産税】 ※お手続きは、稲毛・花見川出張所でもできます。
	□ 原付(125cc以下)・小型特殊の名義変更ほか 名義変更又は廃車の手続きです。			西部 市民税課 Tel270-3137 東部 市民税課 Tel233-8137	・中央区・若葉区・緑区にお住まいの方は、東部市税事務所へお問い合わせください。 中央区・若葉区・緑区に土地、家屋をお持ちの方は、東部市税事務所へお問い合わせください。【固定資産税】 ※お手続きは、中央・緑出張所でもできます。
	□ 土地・家屋の名義変更 市内の未登記物件の名義変更の手続きです。			西部 資産税課 Tel270-3145 東部 資産税課 Tel233-8145	
	□ 市税の納付 市税の納付の手続きです。			西部 納稅第二課 Tel270-3284(稲毛区) 東部 納稅第一課 Tel233-8138	・亡くなられた方の未納となっている税金は、相続人の方にお支払いいただく必要があります。

裏面へ続きます。

## 【稻毛保健福祉センター】

手続きの種類		各手続きの内容	ご用意いただくもの	届出(申請)先	担当窓口	その他の
<b>介護保険</b>		□ 被保険者証等の返還 □ 高齢者緊急通報システム利用廃止届等 □ 身体障害者手帳の返還 □ 療育手帳の返還 □ 各種サービス等の停止	介護保険被保険証及び介護保険負担割合証、介護保険限度額適用認定証をお返しください。 緊急システム等をご利用いただいた際に、機器の撤去等を行います。 各手帳をお返しください。 各種給付の停止手続きです。	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険限度額適用認定証 ・立会い等ご対応いただける方の連絡先 ・ご用意いただくものは、個々の事情により異なりますのでお問い合わせください。	各区高齢障害支援課  高齢障害支援課 043-284-6241 <a href="mailto:koreishogai.INA@city.chiba.lg.jp">koreishogai.INA@city.chiba.lg.jp</a>  高齢支援班 043-284-6141  障害支援班 043-284-6140	・郵送でも可能です ・個々の事情により別途届け出が必要な場合がありますので左記までご連絡ください。  ・お電話で承ることが可能な場合もありますので、ご不明点はお問合せください
<b>高齢福祉</b>		□ 児童手当内容の変更等 □ 子ども医療費助成受給資格内容の変更等 □ ひとり親家庭向け支援の手続き □ 保育所や子どもルームの料金変更等	児童手当の変更または廃止等の手続きです。 受給資格内容の変更または受給券の返還です。 所得等に応じ、医療費助成や手当等の対象となる場合があります。 市民税額等により、利用料金が変更となる場合があります。	・ご用意いただくものは、個々の事情により異なりますのお問い合わせください。	各区こども家庭課  こども家庭課 043-284-6137 <a href="mailto:kodomokatei.INA@city.chiba.lg.jp">kodomokatei.INA@city.chiba.lg.jp</a>	・当月末までにお手続きください
<b>障害福祉</b>		□ 生活保護内容の変更 □ 精神保健福祉手帳の返還 □ 自立支援医療費受給者証の返還 □ 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還 □ 特定医療費(指定難病)受給者証の返還	世帯構成の変更に伴う手続きです。 各手帳又は受給証をお返しください。	・届出人の印鑑(認印)	各区社会援護課  社会援護課 043-284-6142 <a href="mailto:shakaiengo.INA@city.chiba.lg.jp">shakaiengo.INA@city.chiba.lg.jp</a>	・中国在留邦人等支援法による給付を受けていた方は、その確認証をご持参ください。
<b>児童福祉</b>		□ 生活保護内容の変更 □ 精神保健福祉手帳の返還 □ 自立支援医療費受給者証の返還 □ 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還 □ 特定医療費(指定難病)受給者証の返還	各手帳又は受給証をお返しください。	・手帳又は受給者証(券) ・届出人の印鑑(認印)	各区健康課  健康課 こころと難病の相談班 043-284-6495 <a href="mailto:kenko.INA@city.chiba.lg.jp">kenko.INA@city.chiba.lg.jp</a>	・左記の欄に示したもののが下記のようなもの返還があります。 ※千葉市ぜんそく等小児指定疾病医療費助成認定証
<b>その他</b>						

上記の区役所・保健福祉センターでお取り扱いできるものほか、次のような手続きもあります。(主なものです。)

手続内容	手続先	主な連絡先
相続税・所得税の準確定の申告	→ 管轄の税務署	千葉東税務署:043-225-6811 千葉南税務署:043-261-5571 千葉西税務署:043-274-2111
車両所有者の名義変更又は廃車の手続	→ 管轄の運輸局等	軽自動車・バイク(125cc超~250cc):軽自動車検査協会:テレホンサービス:050-3816-3114 普通車・バイク(250cc超):関東運輸局千葉運輸支局:テレホンサービス:050-5540-2022
市内物件の不動産登記の名義の変更	→ 管轄の法務局	千葉地方法務局:043-302-1311 ※1月1日までに法務局での手続きが完了しない場合は、管轄の市税事務所・賃産税課へお問い合わせください。
社会保険被保険者の喪失届	→ 日本年金機構年金事務所又は勤務先	日本年金機構千葉年金事務所:043-242-6320 幕張年金事務所:043-212-8621
厚生・共済年金等の被保険者の喪失届	→ 日本年金機構年金事務所・共済組合・勤務先	日本年金機構千葉年金事務所:043-242-6320 幕張年金事務所:043-212-8621
各種介護サービスの停止	→ 各契約事業者	—
市営墓地名義の変更	→ 各墓地管理事務所	桜木霊園:043-231-0110 平和公園:043-228-2057
公共料金の名義変更	→ 東京電力・水道局・NTTなど	—
農地の相続等の届出	→ 農業委員会事務局	農業委員会事務局:043-245-5769 <a href="mailto:nogyo.AG@city.chiba.lg.jp">nogyo.AG@city.chiba.lg.jp</a>
在留カードの返還	→ 出入国在留管理局	東京出入国在留管理局千葉出張所:043-242-6597

あなたの相続手続を応援します

**法定相続情報証明制度**

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。  
詳しくは法務局ホームページをご覧になるか、千葉地方法務局(043-302-1312)にお問い合わせください。  
※一部利用できない機関がありますので、提出先にご確認ください。

[法務局ホームページ](#)